

広陵町公共施設包括管理業務委託 公募型プロポーザル手続き開始の公告

広陵町公共施設包括管理業務委託に関して、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり公告します。

令和5年9月12日

広陵町長 山村吉由



1 業務の名称

広陵町公共施設包括管理業務委託

2 募集の方法

公募型プロポーザル方式

3 業務の概要

(1) 業務の目的

本町では、多くの公共施設で老朽化が進み、修繕や大規模改修が必要な状態にあります。修繕や大規模改修には多額の費用が必要となり、全ての施設を一括して、対応していくことが困難な状況です。また、施設所管課職員のノウハウ不足などにより、各施設の適切な維持管理（予防保全）を行うことが難しい状況にあります。

このような状況にあつて、各施設の安全管理や予防保全を徹底する新たな手法として公共施設包括管理業務委託を導入し、民間事業者の優れた専門性と技術力、即時性・機動性を活用し、公共施設の修繕箇所の優先順位付けや業務水準の統一、保守管理の質の向上や業務の効率化を図るとともに、今後の持続可能な施設の管理運営に繋げることが必要となります。

以上のことから、本町に有益で様々な事業提案を求めたいと考えていることから、優れた提案を行ったものを優先交渉権者として選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施します。

(2) 業務の内容

業務内容及び対象施設等については、別紙「広陵町公共施設包括管理業務委託公募型プロポーザル仕様書」のとおりです。

4 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 提案上限額

予算総額 720,500,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

年度別上限額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和 6 年度 144,100,000 円（内 30,000,000 円は修繕料とする。）

令和 7 年度 144,100,000 円（内 30,000,000 円は修繕料とする。）

令和 8 年度 144,100,000 円（内 30,000,000 円は修繕料とする。）

令和 9 年度 144,100,000 円（内 30,000,000 円は修繕料とする。）

令和 10 年度 144,100,000 円（内 30,000,000 円は修繕料とする。）

※優先交渉権者と仕様調整する中で金額変更が生じる場合がございます。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出期限までに広陵町の令和 5 年度の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 参加表明書（第 1 号様式）提出期限の日以降において、広陵町の指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書（第 1 号様式）提出期限の日以降において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 近畿 2 府 4 県内に本店、支店又は営業所等があること。
- (6) 過去 5 年間に於いて、地方公共団体又は民間施設における総合的な施設管理ビルメンテナンスを請け負った実績があること。本業務の実施に必要な資格等を有する業務従事者を配置し、業務を確実に遂行させることができる者を選任できること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項若しくは第 5 項の規定による営業停止の処分を受けていない事業者であること。

その他本業務については、別紙「広陵町公共施設包括管理業務委託公募型プロポーザル仕様書」及び「広陵町公共施設包括管理業務委託公募型プロポーザル募集要領」を参照してください。